

公共樹及び取付管設置基準

令和5年4月1日
岡崎市上下水道局上下水道部

1. 公共樹

- (1) 位置：公道と民地との境界線付近（官民界から1.0m民地内）とすること。
※狭あい道路の場合は建築基準法に基づく道路後退線から1.0m以内とすること。
水道メーター、雨水最終樹との離隔を外々同士で30cm以上確保すること。
- (2) 構造及び材質：塩ビ製公共樹Φ200mm、標準深さ80cm（最小深さ60cm）とすること。
- (3) 樹深 $H < 2,000$ mm：塩ビ樹とすること。
樹深 $H \geq 2,000$ mm：0号人孔とすること。
※公共施設や集合住宅など流入管が多い又は口径が大きい場合：0号人孔とすること。
- (4) 合流区域のます構造は逆流抑止機能付きとし、蓋は圧力開放機能を有し飛散防止のためのロック構造のものとする。
- (5) 蓋は、岡崎市章マーク入りの蓋とする。また、総重量2tを超える車両が通行するところ及び不特定多数の車両が通行する場所等には、鋳鉄製防護蓋を設置すること。
- (6) 本基準に適合しないものを使用したい場合は、事前協議を行うこと。

2. 取付管

- (1) 材質：硬質塩化ビニル管（VU）とすること。
- (2) 最小管径：φ100mm（污水管）とすること。
φ150mm（合流管、雨水管）とすること。
- (3) 平面配置：道路に対し直角且つ直線とすること。支管口は90°支管を使用すること。
取付管の間隔：管中心同士から1.0m以上離すこと。
人孔との間隔：人孔と取付管との間隔は外々同士で1.0m以上離すこと。
- (4) 勾配及び取付配置：勾配は10%以上とすること。
位置は本管の中心線から上方に取付けること。（管頂から60°の間に取付）
- (5) 耐震性を持たせるため、公共樹接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。
直管部が4mを超える場合は、4mを超える毎にゴム輪接合を1箇所設けること。
- (6) 良好な維持管理のため、曲管の使用は以下のとおりとすること。
取付管径φ100mm：45°以下の自在曲管、または60°以下の曲管

取付管径 $\phi 150$ mm : 60° 以下の自在曲管、または 60° 以下の曲管

- (7) 汚水溜り防止のため、自在曲管を使用する際は鋭角方向に 5° 以上折って使用すること。
逆方向への折れや曲げ角度無しでの使用は不可とする。
- (8) 曲管使用は原則 2 個以内とし、連続使用は不可とする。
- (9) B 型・C 型の公共樹の場合、公共樹接続部は 75° 以下の自在曲管を使用すること。
- (10) 本管土被りが 1.0m を下回るような浅い場合は、支管口に 90° 自在支管を使用することができる。
- (11) 本管土被りが 1.5m を超えるような深い場合は、支管口に 90° 自在支管、公共樹接続部に自在曲管 0° を使用し、取付管立上げ部で曲管を 1 個追加使用することができる。（ 90° 支管口に 0° 自在曲管でも良い）
- (12) ハイセラミック管への支管取付は削孔を行うと本管を破損させる恐れがあるため、支管取付部上下流それぞれ 1 m の範囲を硬質塩化ビニル管に布設替えを行うこと。支管取付部上下流 1 m の範囲に継手がある場合は、継手部からの布設替とする。
- (13) カメラ検査では、 $\Phi 90$ mm のカメラが本管まで到達する事を合格の前提とする。
- (14) 本基準に定義されていない事項、またはやむを得ず本基準による施工が出来ない場合は、事前協議を行うこと。

附 則

平成 27 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂